

監 査 報 告 書

学校法人 桜花学園
理 事 会 御 中

令和7年5月20日

学校法人 桜花学園

監 事 水谷 光伸 

監 事 村瀬 昌弘 

私たちは、学校法人桜花学園の監事として、私立学校法第52条及び寄附行為第29条の規定に基づいて同学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施いたしました。

監査の結果、学校法人桜花学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務又は財産に関する不正の行為、または、法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

以 上

監 査 報 告 書

学校法人 桜 花 学 園
評 議 員 会 御 中

令和7年5月20日

学校法人 桜 花 学 園

監 事 水 谷 光 伸 

監 事 村 瀬 昌 弘 

私たちは、学校法人桜花学園の監事として、私立学校法第52条及び寄附行為第29条の規定に基づいて同学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施いたしました。

監査の結果、学校法人桜花学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務又は財産に関する不正の行為、または、法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

以 上